

令和5年度 第1回水と緑の森づくり会議

日 時	令和5年9月27日(水) 13:30~16:00
場 所	島根県農業技術センター (旧花振興棟)
現地視察	出雲市多伎町内

1. あいさつ

2. 議題

(1) 島根県の森林と林業・木材産業について

資料1

(2) 水と緑の森づくり事業の制度概要

資料2

(3) 県民参加の森づくり事業について

資料3

(4) 現地視察について(県民参加の森づくり事業)

資料4

島根県の森林と林業・木材産業の将来ビジョン・基本目標

島根県の森林と林業・木材産業では、**令和12年に原木生産量80万³m**を達成することを目標にしています。

この目標は県内需要と健全な林業経営に必要な生産量であり、「伐って・使って・植えて・育てる」循環型林業の実現によって産業発展と環境保全の両立を目指します。



島根県は原木生産量80万³m達成に向けて **重点推進事項（6項目）**の対策を進めます

<島根県農林水産基本計画(R 2(2020) - R 6(2024))>

重点推進事項

将来ビジョン

計画期間
の目標
(R2~6年度)

令和12年
(2030年)

令和6年
(2024年)

原木
生産量
80万³m

原木
生産量
71.4万³m

1. 林業のコスト低減

原木生産と再生林の低コスト化により、林業の植林から伐採までの1サイクルの生産コストを、従来の作業モデルから15%以上低減させます。

● 原木生産の低コスト化

原木生産コスト
5%以上ダウン

《主な対策》

- 循環型林業拠点団地を70団地設定
- 林業専用道を毎年20km程度整備
- 林業事業者の実態に応じた高性能林業機械の導入



林業専用道

2. 原木が高値で取引される環境整備

製材用原木の需要増と林業事業者の供給体制の整備により、県内原木生産のうち製材用として取引される割合を現状の12%から17%以上に増加させます。

● 製材用原木の需要拡大と安定供給

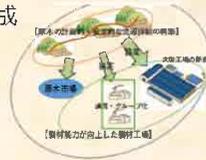
2製材工場新設

《主な対策》

- 原木需要拡大のための製材工場の新設
- 原木供給～木材加工が合理的に結びついたウッドコンビナートの形成



製材工場新設 (イメージ)



3. 林業就業者の確保

原木増産と伐採後の適切な再生林を円滑に実現するため、新規就業者の確保と林業事業者の魅力向上等を通じて、林業就業者を現状の953人から1,072人に増加させます。

● 新規林業就業者の確保

就業者
80人/年以上

《主な対策》

- 高校生への体験実習などによる林業教育の充実
- 農林大卒業生を毎年20人以上輩出
- 農林大に1年コースを新設



農林大学校林学科の学生

● 高品質・高付加価値木材製品の出荷拡大

出荷割合
50%以上

《主な対策》

- 県産木材を積極的に使用する工務店及び建築士の認定と支援制度の創設
- 県外需要者と県内製材業者のマッチングの強化



関西圏での商談会

● 林業就業者の定着強化

5年定着率
70%以上

《主な対策》

- 島根林業魅力向上プログラムによる労働条件・就労環境改善
- 専門家による事業者の経営改善指導
- しまね林業士制度を活用したキャリアアップシステム導入促進



整備された福利厚生施設

水と緑の森づくり事業の概要
～みず・みどり みまもりはぐくむ 森が好き～

I はじめに

島根県は、県民共有の財産である水を育む緑豊かな森を次世代に引き継いでいく責務を果たすことを目的として、平成17年度に「島根県水と緑の森づくり税条例」を制定しました。

この税を財源として、荒廃した森林の再生を図るとともに、県民のアイデアと参加により、新たな森づくりの取り組みを行い、県民主体の森づくりが将来にわたり続いていくことを目指して「水と緑の森づくり事業」を展開しています。

II 島根県の森林の現状

1 島根県の森林面積

島根県は、県土の総面積67万1千haのうちの52万8千haが森林であり、その割合(森林率)は、78%と全国第4位の緑豊かな森林県です。そのうち民有林は49万2千haあり、その37.6%にあたる18万5千haは、人工林(スギ、ヒノキ、マツ)で、植栽後46～50年生をピークとした山形となっています。

2 荒廃森林の状況

民有林49万2千haのうち、荒廃した森林が11万8千haあると推計され、これは民有林面積の約24%に相当します。

こうした森林は森林所有者の高齢化、不在村化による経営意欲の減退によるものと思われ、災害等の誘発が懸念されるので、適切な手入れが必要です。

III 現行制度の概要と実績

1 制度の概要

水森税収は、「島根県水と緑の森づくり基金条例」により基金として積み立て、島根県が行う水森事業に充てています。

○課税方式・税率：県民税均等割の超過課税

個人の均等割：500円/年、法人の均等割：5%/年

○期 間：第1期対策 平成17年4月1日～平成22年3月31日（5年間）

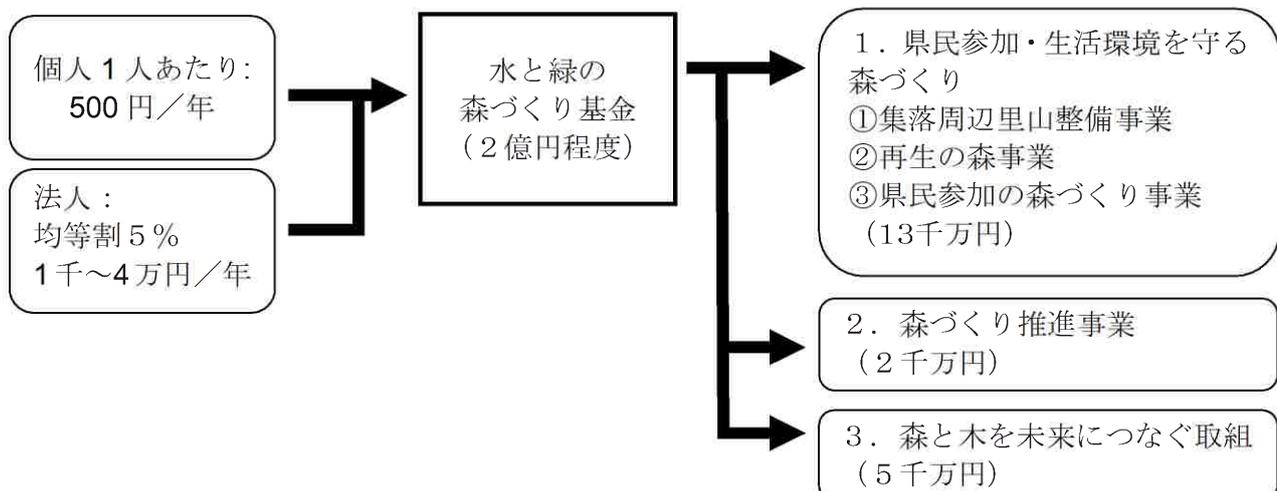
第2期対策 平成22年4月1日～平成27年3月31日（5年間）

第3期対策 平成27年4月1日～令和2年3月31日（5年間）

第4期対策 令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

○税収額：およそ2億円/年

水と緑の森づくり税の仕組み



水と緑の森づくり税収と水と緑の森づくり事業費の推移（百万円）

対策	第1期対策（実績）					第2期対策（実績）					第3期対策（実績）					
	年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
基金積立額	139	201	200	196	197	211	189	199	197	201	197	199	200	201	200	
事業費	①再生の森事業	24	35	227	274	160	147	145	135	131	133	133	121	122	112	116
	②みーもの森づくり事業	40	38	26	30	27	34	32	38	40	38	44	48	45	44	40
	③森づくり推進事業	13	10	9	10	10	17	18	21	25	23	20	20	19	18	26
	事業費計	77	83	262	314	197	198	195	194	196	193	197	189	186	174	182
全国植樹祭PR経費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33	42
年度末基金保留額	62	180	118	1	1	14	8	13	15	23	23	36	48	42	35	

対策	第4期対策					
	年度	R2	R3	R4	R5	R6
基金積立額	202	202	203	201	-	
事業費	1. 県民参加・生活環境を守る森づくり	117	85	105	116	-
	2. 森づくり推進事業	11	12	17	22	-
	3. 森と木を未来につなぐ取組	51	89	61	52	-
	事業費計	179	186	183	190	-
全国植樹祭PR経費	52	29	-	-	-	
年度末基金保留額	5	-	21	-	-	

資料：島根県税務課・林業課（一部見込み含む、R5は当初予算ベース）

R5 事業費

予 算 189,628 千円

- 1. 県民参加・生活環境を守る森づくり
 - ①生活環境を守る森づくり事業 88,438 千円
 - ②県民参加の森づくり事業 27,250 千円
- 2. 森づくり推進事業 22,267 千円
- 3. 森と木を未来につなぐ取組 51,673 千円

2 県民参加・生活環境を守る森づくり

(1) 集落周辺里山整備事業

緑豊かな森を次世代に引き継ぐため、集落住民と森林の専門家により集落周辺の里山を点検し、里山林の荒廃状況に応じた森林整備を行います。

- ◇助成対象 (一社)島根県森林協会
- ◇実施主体 集落住民
- ◇交付率 定額

■実績

令和2年度には県内5集落、令和3年度には県内11集落、令和4年度には県内20集落の里山林において不要木の伐採、竹の伐採・搬出等を行いました。

(2) 再生の森事業

公益的機能を有し、10年以上間伐等の森林整備が行われていない植栽後36年生以上の森林において不要木の伐採などを行い、荒廃した森林を再生させます。

■実績

主なメニューとなる不要木伐採は、第1期で3,563ha、第2期で3,635ha、第3期で2,937ha、第4期ではR2～4の3年間で728haの荒廃林において施業を行いました。

再生の森事業の実績 (ha)

	H17	H18	H19	H20	H21	1期計	H22	H23	H24	H25	H26	2期計
不要木伐採	214	314	900	1,291	843	3,563	749	756	706	708	715	3,635
広葉樹植栽	6	25	47	32	23	133	0	0	0	0	0	1
侵入竹林伐採	-	-	15	18	9	42	0	0	2	0	2	4
竹林伐採	-	-	-	-	-	-	1	3	4	6	3	17

	H27	H28	H29	H30	R1	3期計	R2	R3	R4
不要木伐採	653	569	619	572	524	2,937	375	192	161
広葉樹植栽	0	0	0	0	0	0	0	0	0
侵入竹林伐採	5	3	2	1	1	12	2	4	3
竹林伐採	10	17	9	5	3	44	5	2	5

再生の森事業により
再生した森林
(隠岐の島町)



(3) 県民参加の森づくり事業 (平成17年度～令和元年度：みーもの森づくり事業)

県民自らが企画・立案した森づくりのための植栽活動や県産木材を使う取り組み、森林環境学習活動を支援します。

- 森を保全する取組 緑豊かな森と身近な森を再生するための取組
(森林内の植林、下草刈り、枝落し、森林公園や自然公園周辺の整備、森林教室、樹木実習 など)
- 森を利用する取組 県産木材を活用し県民への利用を促す取組
(県産材及び木質バイオマスなどの利用、県産材及び木質バイオマスなどの利用方法を習得する機会の創出)
- 森で学ぶ取組 小中学校、保育園・幼稚園と連携して森林環境教育を行う取組
(小中学校では、授業の中で継続的(3回以上)に実施)
- ◇事業主体 NPO、自治会、その他団体
- ◇交付率 1/2以内、作業委託経費などは10/10以内
- ◇交付金 500～2,000千円 など

■実績

県民の自主的な森づくり活動を推進する「県民参加の森づくり事業（旧：みーもの森づくり事業）」では、H17～R4年度の18年間に642件の取り組みを採択し、約20万2千人（R4末時点）もの県民参加を得て、県民主体の森づくりを行うことができました。

県民参加の森づくり事業（旧：みーもの森づくり事業）の実績（件数）

年度	H17	H18	H19	H20	H21	1期計	H22	H23	H24	H25	H26	2期計
森を保全する取り組み	12	9	6	9	2	38	12	14	16	13	15	70
木を利用する取り組み	27	27	12	7	10	83	9	10	8	9	6	42
併用	03	11	10	7	8	39	2	7	3	8	4	24
計	42	47	28	23	20	160	23	31	27	30	25	136

年度	H27	H28	H29	H30	R1	3期計	R2	R3	R4
森を保全する取り組み	19	19	32	34	33	137	26	20	13
木を利用する取り組み	6	5	4	7	5	27	4	2	1
併用	3	4	5	1	0	13	3	1	4
森で学ぶ取組	15	12	10	12	13	62	11	11	11
計	43	40	51	54	51	239	44	34	29



3 森づくり推進事業

(1) 水と緑の森づくり会議

広く県民の意見を聞き「水と緑の森づくり」に関する施策展開に資することを目的として、県民からの公募又は指名による委員（1期対策10名/年、2・3・4期対策7名/年）で構成する「水と緑の森づくり会議」を開催しています。

<役割>

水森会議では、次に掲げる事項について討議します。

- 「水と緑の森づくり」において、県民のアイデアを活かすこと。
- 「水と緑の森づくり」において、県民の参加を促進すること。
- 「水と緑の森づくり」が県内各地で効果的に実施されること。
- その他、「水と緑の森づくり」の着実な推進に関すること。

(2) 森づくり情報発信業務

水森事業の認知度を向上させるため、各種広報の実施。普及啓発イベント開催による県民の意識醸造を図っています。

①季刊誌「みーも通信」を発行

②普及イベントの実施

●島根県各地で開催されている既存イベントなどに出展し、特に子どもやその家族が気軽に参加できて楽しく学べるように、「みーもくん」や「みーなちゃん」が出張して広報活動を展開します。会場でノベルティーを無料配布します。

③ツイッター・フェイスブックによる情報発信（通年）
みーもくんが事業紹介・イベント告知などを行います。



(3) 森林体験イベントの開催

県民の森、ふるさと森林公園をフィールドに、トレッキング、木工教室など体験型の講座を開催し、森林作業に対する県民の意識や理解を深める。

(4) アンケート調査

県民の森林に対する意識や水と緑の森づくりの意識を調査するため、平成 18 年度から県民を対象にアンケート調査を行い、得られた調査結果は、効果的な事業実施を行うために活用しております。

水と緑の森づくり事業（税）を「知っている」もしくは「聞いたことがある」人の割合の推移（％）

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R4
総計	42	41	45	48	47	45	45	45	40	42	45	36
女	33	-	37	44	45	45	43	40	41	40	42	36
男	55	-	54	54	50	46	48	50	38	44	47	37

(5) 島根県森林インストラクターの養成、研修

平成 8 年度から、自然観察や森林づくりなどといった体験活動をとおして広く県民に、森林・林業の正しい知識や魅力を伝える活動を行うことを目的に「島根県森林インストラクター」を養成しています。

これまでに 266 名のインストラクターが誕生し、学校での総合学習の時間や、公民館活動、アウトドアイベントなどの体験活動の講師として活躍しています。

島根県森林インストラクター認定状況

年 度	H8	H9	H10	H15	H16	H17	H22	H24	H26	H29	R4	合計
認定数	15	16	14	25	23	16	37	35	23	36	26	266

(6) しまね森林活動サポートセンター

県民共有の財産である森林を県民全体で支えていくために、行政と企業・団体・個人等の専門的な技術者が協働して森づくりへの県民参加を促進するため、森づくりの専門家を紹介し派遣を行っています。

(7) みーもサマースクールの開催（平成 25 年度～）

県内の子ども達を対象に、森と身近にふれあい、森林の働きやその重要性を学ぶことを通じて、森林に対する理解を深めることを目的に、県内の幼稚園、保育所、学童クラブ、子供会、スポーツクラブ等の団体を対象として 6 月から 10 月の平日に実施しています。

4 森と木を未来につなぐ取組

(1) 高校生に向けた林業就業講座事業

高校生を対象に林業講座や体験実習を通じ、林業の担い手としての進学や就職へつなげる取組を支援します。

◇支援対象 島根県内の高等学校

◇支援対象経費 講師謝金、教材費、賃借料、その他

■実績

令和 2 年度から高校生を対象に林業就業講座を開催し、令和 2 年度には 14 校 670 人、令和 3 年度には 17 校 1,004 人、令和 4 年度には 24 校 1,221 人の参加がありました。

(2) しまねの山をつくる種づくり・苗づくり事業

優秀な林業用種子や苗を安定的に供給するための取組を支援します。

(3) しまねの森と木の魅力を伝える事業

しまねの森と木の魅力を県内外に積極的に発信するとともに、森づくり体験や森林ボランティアの活動拠点の整備を行います。

県民参加の森づくり事業について

令和5年9月 水と緑の森づくり会議事務局（林業課）

1 事業の目的・概要

(1) 事業の目的

- ・ 県民共有の財産であり、未来からの預かり物である緑豊かな森を県民自らのアイデアと参加で育み、次世代に引き継ぐことを目指しています。

(2) 事業の概要

- ・ 県民自らが企画・立案し実行することを原則とした植栽活動や県産木材利用、森林環境学習を行う事業です。

2 令和6年度県民参加の森づくり事業について

(1) 事業の流れ

- ・ 令和5年度中に事業募集し、提案内容を審査します。
- ・ 詳細は「[事務手続きフロー図（案）資料8頁目](#)」を参照ください。

(2) 審査及び採択

- ・ 県林業課において審査し、各団体へ結果通知・内示を行います。
- ・ 審査・採択にあたり、事前に水と緑の森づくり会議において、委員の皆さまの意見をいただきます。

3 水と緑の森づくり会議委員の意見聴取について

(1) 目的

- ・ 専門的に偏りがちな「森づくり団体」（提案団体）の取組が、より良い森づくり活動になることを目的として、アイデアやアドバイスをお願いするものです。

(2) 方法

- ・ 第2回水と緑の森づくり会議（令和6年2月下旬予定）において、これまでの経験に基づいた意見をいただき、県林業課においてとりまとめます。
- ・ 意見交換の視点としては「[\(別紙\)意見交換の視点 資料9頁目](#)」を参照ください。

(3) その他

- ・ 補助要件や、適正な事業費か否かなどの審査は、県民参加の森づくり事業実施要領に基づき事務局で行います。
- ・ 会議終了後、意見等は事務局でとりまとめ、「森づくり団体」（提案団体）へ通知します

令和5年度版「県民参加の森づくり事業」の応募の手引き

1. 趣旨

島根県では、水資源のかん養、県土保全や緑の景観等すべての県民が等しく享受している安全・安心で心豊かな生活に不可欠な公益的機能を有する森林は県民共有の財産という認識に立ち、荒廃森林を再生させ水を育む緑豊かな森を次世代に引き継いでいく責務を果たすことを水と緑の森づくり税の目的としています。

この事業では、県民のアイデアと参加を基本としており、新しい森づくりや身近な緑の整備、県産木材を活用したまちづくりなどの活動、森林環境教育に対し、水と緑の森づくり税を財源とする交付金を交付して支援し、シンボルキャラクター「みーもくん」が好んで暮らせるようなきれいな森林が増えることを願っています。

2. 交付対象者

次の事項を満たしている自治会、特定非営利活動法人、その他の団体等です。

- (1) 水と緑の森づくり税条例の趣旨を十分に理解している者
- (2) 県内に事務所を置きかつ県内で活動している者
- (3) 暴力団又は暴力団の構成員であると認められない者
- (4) この事業に関する会計及び経理を明確に行い、報告できる者
- (5) この事業において実施する調査に事業終了後も協力できる者

3. 事業の実施基準

- (1) 実施期間は、以下のとおりとする
 - ・森を保全する取組・森を利用する取組：交付金交付決定日～令和6年1月31日
 - ・森で学ぶ取組：交付金交付決定日～令和6年3月20日
- (2) 対象森林は国有林を除く
- (3) この事業により得た若しくは得る予定の交付金を団体の運転資金として利用しない
- (4) 宗教活動や特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした事業でないこと
- (5) 各種法令に違反していないこと
- (6) 県内で事業を実施すること
- (7) 県産木材はしまねの木認証材とすること
(ただし、資材の調達に急を要するものについては、原木の生産地等について木材市場または素材生産者が証明した証明材も対象とする)
- (8) この事業で発行する印刷物や購入した用具、製品、看板等にはこの交付金による支援を受けていることをかならず明記し、事業のPRに努めること

4. 事業の種類

事業は大きく次の2つに分かれます。（詳細は「県民参加の森づくり事業費交付金交付要綱」別表1参照）

(1) 森を保全・利用する取組

内容及び対象経費	<p>【保全】</p> <p>県民自らが企画・立案し、実行する森づくり活動です</p> <ul style="list-style-type: none">● 植栽・下刈りなどの森づくり活動における資材、用具・用品、機械代、移動に伴うバス代など● 自分たちではできない地存えなどの作業の他者への委託経費● 講師、医療スタッフへの謝金など <p>【利用】</p> <p>県民自らが企画・立案し、県産の木材を利用して、多くの県民の皆さんに木に親んでもらう活動です</p> <ul style="list-style-type: none">● 公共施設、商店街等不特定多数の県民が利用する場所において県産の木材、木製品を利用する取り組みに係る経費、移動に伴うバス代など● 自分たちではできない設計・加工などの作業の他者への委託経費
----------	--

	● 講師、医療スタッフへの謝金など
交付の率	1/2 以内 【保金】ただし、個人の所有とならない資材、5万円未満の用具・用品・機械、事前準備等他者への作業委託、事業 PR 用看板、保険料については 10/10 以内 【利用】ただし、県産の木材代、他者への作業委託、事業 PR 用看板、保険料については 10/10 以内
交付金の下限～上限	50 万円～200 万円/件 継続事業（植栽後の下刈り、竹林伐採後の管理）については 2.5 万円～5 万円（過去 1 年 1 事業上限 5 万円×4 年分＝20 万円）

(2) 森で学ぶ取組（みーもスクール）

県民自らが企画・立案し、小中学校で継続的に森林環境教育を行う活動です

内容及び対象経費	県民自らが企画・立案し、小中学校で継続的に森林環境教育を行う活動です ● 森林環境教育に必要な資材、用具・用品、機械代、移動に伴うバス代など ● 講師への謝金、スタッフの賃金 ● 1校40万円まで（小中学校では1校当たり3回以上授業を実施すること）
交付の率	1/2 以内 ただし、講師謝金、スタッフの賃金、個人の所有とならない資材、5万円未満の用具・用品・機械、活動場所への移動に伴う経費については 10/10 以内
交付金の下限～上限	20 万円～160 万円/件（ただし、1校40万円、2校80万円、3校120万円、4校以上160万円）

- ※ 植栽木の育成を目的とする刈り払い（下刈り）を計画する場合は、作業を7月末までに完了させる計画としてください。
- ※ 継続事業とは、過去に県民参加の森づくり事業を実施した団体が交付金を受けた事業内容を継続して実施したり、「集落周辺里山整備事業」や「再生の森事業」で整備した森林の維持管理をするための事業です。
- ※ 専門知識を要する作業や危険な作業などの自分たちではできない作業を他者へ委託することは可能ですが、県民参加を基本とする事業の趣旨をご理解いただき、作業の一部は必ず参加者自らで実施することとして提案してください。

5. 募集締め切り

令和5年1月27日（金） 必着

6. 応募方法

(1) 提出書類

- ① 「県民参加の森づくり事業提案書」（実施要領 様式1号）、
または「県民参加の森づくり事業 継続事業提案書」（実施要領 様式2号）
下記の林業課ホームページからダウンロードするか又は提出先に請求して下さい。
林業課ホームページ
https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/ringyo/mizumori/mizumori/mi-mo_mori/
 - ② 添付書類（下記を参考に提案内容を審査するうえで必要な書類の添付をお願いします。）
 - ・写真、位置図、図面、設計図など
 - ・事業に要する見積書など（森で学ぶ取組については、単価が10,000円以下の見積書の添付は不要）
 - ・団体の目的を記載したもの（設立趣意書、定款、会則等）
 - ・団体の年間活動計画書及び年間収支予算書
 - ・団体の活動経歴（令和3年以降の定期刊行物、活動への募集案内チラシ、新聞切り抜き等）
※団体のPR活動の取組として審査の参考とする
 - ・森林整備などで使用する土地の使用承諾について確認できるもの（所有者の同意書等）
- 「県民参加の森づくり事業提案書」の作成等については、提出先・相談窓口にご相談ください。

水と緑の森づくり事業

令和5年度

令和5年
1月4日(水)
~27日(金)

県民参加の 森づくり事業

提案募集

森を保全・利用する取組

森で学ぶ取組
(みーもスクール)



島根の森を未来につなごう！

緑豊かな森を県民自らの
アイデアと参加で育み、
次世代に引き継ぐための
事業提案をお待ちしています。

LOVE
GREEN
WATER

みーもくん

SAVE
FOREST

みーなちゃん

【お問い合わせ】 島根県農林水産部林業課 水と緑の森づくりグループ
TEL.0852-22-5166 FAX.0852-26-2144 E-mail:mizumori@pref.shimane.lg.jp
県ホームページ https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/ringyo/mizumori/mizumori/mi-mo_mori/



令和5年度

県民参加の森づくり事業

目的

県民共有の財産であり、未来からの預かり物である緑豊かな森を県民自らのアイデアと参加で育み、次世代に引き継ぐことを目指しています。※「島根県水と緑の森づくり税」を財源に支援します。

事業の概要

県民自らが企画・立案し実行することを原則とした植栽活動や県産木材利用、森林環境学習を行う事業です。

募集期間

令和5年1月4日(水)～27日(金)

募集内容



	森を保全・利用する取組	森で学ぶ取組
応募資格	自治会、特定非営利活動法人、森づくりを行う団体など	
募集内容	【保全】 ●森林内(国有林を除く)での植林、下草刈り、枝落とし ●身近な里山や観光地周辺の松枯れ跡地の処理、荒廃竹林の整備など	【利用】 ●公共の施設、商店街等不特定多数の県民が利用する場所において島根県産木材を利用する取組 ●木工教室や木の利用講座など
募集内容	【みーもスクール】 ●小中学校と連携して授業の中で継続的に(3回以上)行う森林環境学習を実施する取組 ●保育園・幼稚園と連携して行う森林環境学習を実施する取組	
事業期間	交付金交付決定後 ～令和6年1月31日(水)	交付金交付決定後 ～令和6年3月20日(水)
交付の率	1/2 以内 ただし、個人所有とならない資材、5万円未満の用具・用品・機械、島根県産の木材、活動場所での事前準備等の他社への作業委託にかかる経費、事業PR用看板作成、保険料は10/10以内とする	1/2 以内 ただし、講師謝金、スタッフの賃金、資材、5万円未満の用具・用品・機械、資材・参加者等の運搬経費については10/10以内とする
交付金	50万～200万円 ※継続事業(集落周辺里山整備事業を含む)は2万5千円～20万円(1施工地、または1集落5万円まで)	20万～160万円 ※1校40万円、2校80万円 3校120万円、4校以上160万円(1校あたり上限40万円)

留意事項

- ・「令和5年度版「県民参加の森づくり事業」の応募の手引き」(下記ホームページよりダウンロード)をご一読ください。
- ・事業実施に係る支払いは原則金融機関からの振込によって行ってください。

審査および採択

県民代表の委員(水と緑の森づくり会議委員)の意見を参考に、県で行います。(2月下旬を予定)

応募方法

「事業提案書」(下記ホームページよりダウンロード)および添付書類をお近くの県事務所(隠岐支庁農林水産局、東部・西部農林水産振興センター及び各地域事務所)に提出してください。

県林業課ホームページ

県民参加の森づくり事業

https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/ringyo/mizumori/mizumori/mi-mo_mori/

お問い合わせ先

島根県農林水産部林業課 水と緑の森づくりグループ

TEL.0852-22-5166 FAX.0852-26-2144 E-mail:mizumori@pref.shimane.lg.jp

令和5年度 県民参加の森づくり事業(旧:みーもの森づくり事業)一覧

【新規申請分】

交付金上限 2,000,000円

番号	事務所	事業主体	取組名称	申請区分	活動区分
1	松江	山陰中央新報社	地域の財産である山林を再生し、次世代に継承する取組み(植栽等)	新規	保全
2	松江	松江市立八雲中学校	八雲中学校森林学習(植栽)	新規	保全
3	出雲	たきっこ☆きらり	キラリの森の整備(植栽等)	新規	保全
4	出雲	NPO上津里山レジリエンス	上津地区里山整備事業(竹林整備)	新規	保全
5	出雲	浜山を守る会	荒廃林整備(枯木伐採、クロマツ択伐、自生松や雑木の除伐)	新規	保全
6	益田	美都町金谷自治会	「名木:金谷の城山桜」周辺整備	新規	保全・利用

交付金上限 1,600,000円

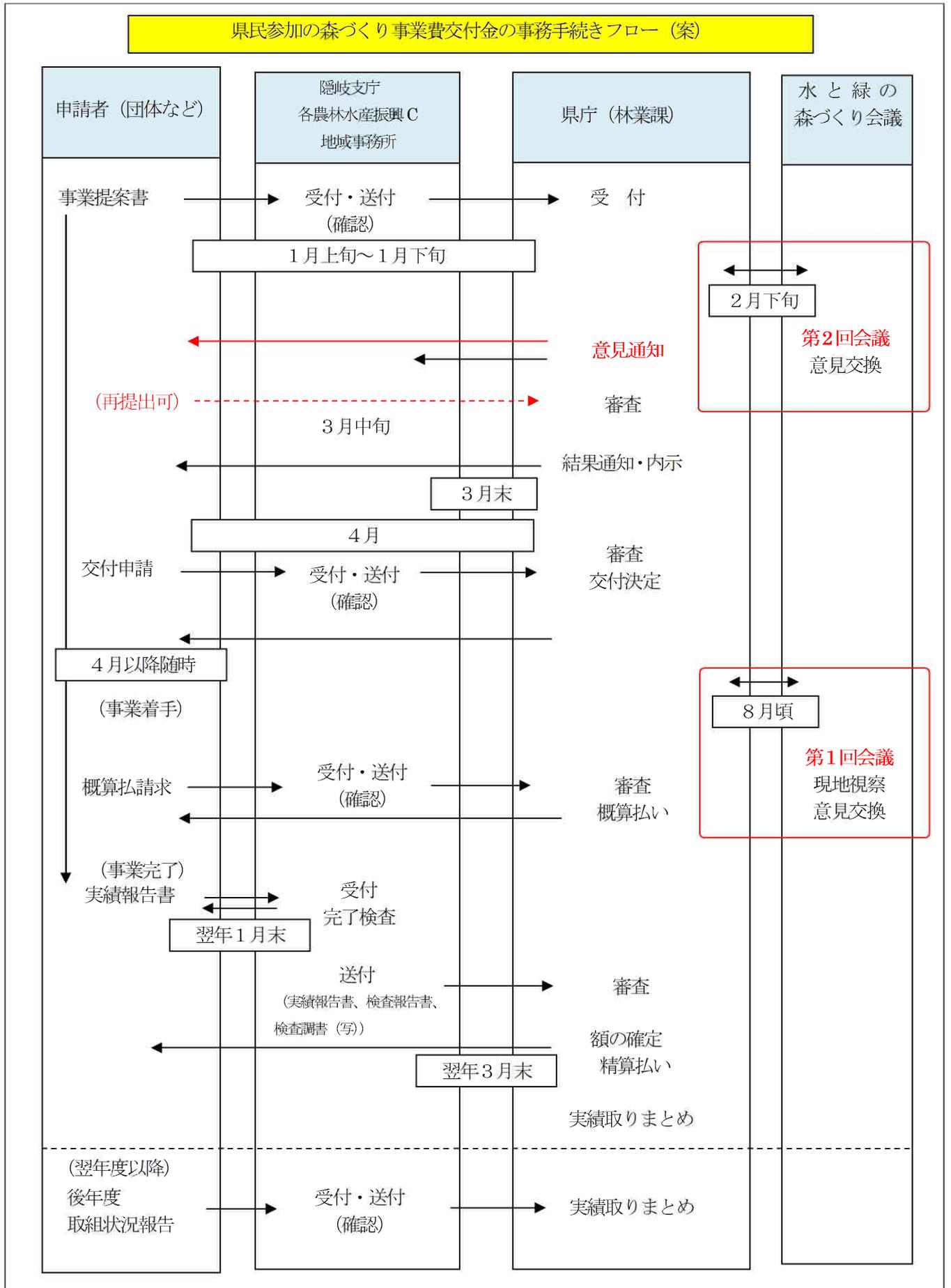
7	県庁	特定非営利活動法人もりふれ倶楽部	みーもスクール(森林教室、自然体験)	新規	学習
8	雲南	阿用地区振興協議会	みーもスクール(森林教室、間伐体験、木工教室)	新規	学習
9	雲南	奥出雲町オロチの深山 きこりプロジェクト実行委員会	みーもスクール (子供版オロチの深山きこりプロジェクト→環境学習、林業体験)	新規	学習
10	雲南	特定非営利活動法人さくらおろち	みーもスクール(森林教室等)	新規	学習
11	県央	NPO法人緑と水の連絡会議	みーもスクール(森林教室、木工教室等)	新規	学習
12	県央	樹冠ネットワーク	みーもスクール(森林教室、植樹体験等)	新規	学習
13	益田	いわみの森こだま協議会	みーもスクール(森林教室、間伐体験等)	新規	学習
14	益田	特定非営利活動法人アンダンテ21	みーもスクール(自然体験学習)	新規	学習
15	益田	特定非営利活動法人コアラッチ	みーもスクール(森林教室、木工教室、間伐体験等)	新規	学習
16	益田	ネイチャーキッズ寺子屋	みーもスクール(自然体験、木工教室)	新規	学習
17	隠岐	特定非営利活動法人隠岐しぜんむら	みーもスクール(森林教室、自然体験)	新規	学習
18	隠岐	特定非営利活動法人隠岐しおさい	みーもスクール(森林体験学習等)	新規	学習

【継続申請分】

交付金上限 25,000~200,000円

19	松江	金山要害山保存会	R1・2・3・4年度採択事業の継続事業(下刈り等)	継続	保全
20	松江	松江市立八雲中学校	R4年度採択事業の継続事業(下刈り)	継続	保全
21	松江	和名佐・小林自治会	R2・3年度採択事業の継続事業(下刈り)	継続	保全
22	出雲	株式会社多伎振興	R3年度採択事業の継続事業(下刈り)	継続	保全
23	出雲	大山地区の緑を守る会	R2・4年度採択事業の継続事業(下刈り)	継続	保全
24	県央	亀谷自治会	R元年度採択事業の継続事業(下刈り)	継続	保全
25	県央	白谷自治会	R2年度集落周辺里山整備事業実施場所の継続整備事業(下刈り)	継続	保全
26	県央	出羽自治会 交流部	R元年度採択事業の継続事業(下刈り)	継続	保全

事務手続きフロー図



		意見交換の視点
水と緑の 森づくり会議	ア 多彩な県 民の参加	本事業の「県民参加」の趣旨を踏まえた不特定多数の県民が参加可能とする提案であるか。 ※評価の例 ○広く参加者を募集する活動が盛り込まれている △少人数の活動が想定され工夫の余地あり
	イ 次世代へ の継承	森づくりを次世代に引き継ぐ工夫がなされているか。 ※評価の例 ○小中学校の児童生徒、幼稚園・保育園児の活動がある △次世代に引き継ぐ工夫をした方がよい取組内容だが、工夫が見られない
	ウ 独創性	地域の実情や特性に応じた創意工夫・独自性を高める工夫がなされているか。 ※評価の例 ○地域の実情や特性に応じた創意工夫が見られる
	エ 自主性	自主性があるか。 ※評価の例 ○参加者自らが取り組む活動が多い △自分たちでできない作業内容とはいえ、委託が大部分を占めており、活動計画作成段階で工夫が求められる
	オ 波及性	他団体や異業種、異世代等を巻き込むなどの展開方法、地域への波及方法を盛り込んでいるか。 ※評価の例 ○他団体や異業種、異世代等を巻き込むなどの展開が期待される取組内容となっている
	カ 継続性	活動の継続性が期待できるか。 ※評価の例 ○事業実施年度だけでなく、その後においても継続した活動が期待される取組内容である △事業実施後の継続的な森林保全活動、または木材を活用して整備した施設の効果的な活用方法が十分とはいえない。
	キ 具体性	目的に対する事業の実施時期や内容が具体的であり、実現可能な内容であるか。 ※評価の例 ○提案内容が具体的、かつ計画的である △提案書の情報では活動内容がわかりにくく、具体性に欠ける
	ク 事業 PR	水と緑の森づくり事業によって行っているとわかる広報の工夫があるか。 ※評価の例 ○新聞や地区広報誌などによって、広く参加者を募る計画である △特に PR を計画していないか、PR 不足を感じる

R3~5県民参加の森づくり事業

実施主体：株式会社多伎振興

事業目的：簸川西農道「くにびき海岸道路」沿線にヤマザクラを植栽することで、観光客にアピールできる景観を形成するとともに海岸からの飛砂防止を図ること

活動実績：R3. 11月 ヤマザクラ苗木150本植栽 (65名)

R4. 6月 下刈り及び施肥 (16名)

R5. 6月 下刈り及び苗木の生育確認 (40名)



背景図切替

道の駅キララ多伎

索引図

周辺表示



※ ヤマザクラを被圧する可能性がある雑木は伐採または枝打を行う。

県民参加の森づくり事業 提案書（抜粋）

1. 提案団体について

団体名	株式会社多伎振興
団体概要	出雲市より指定管理者指定を受け、「道の駅キララ多伎」、「見晴らしの丘公園」、「マリンタラソ出雲」の管理運営及び「多伎いちじく温泉」を直営

2. 提案内容について

取組の名称	簸川西農道「くにびき海岸道路」の景観対策及び飛砂防止対策の推進
目的と効果	国道9号線の道の駅交差点を起点とする、簸川西農道「くにびき海岸道路」の道路沿いには低木の樹木しか生育しておらず、又、花が咲かない樹種が多い為に、沿道において良好な景観が形成出来ておりません。この道路は、県西部から山陰道多伎ICを經由し、出雲大社へ向かう観光客の通路となっている為、花が咲き、且つ、海風の強い環境でも生育可能な「ヤマザクラの苗木」を植栽することにより、観光客に多伎町をアピール出来る良好な景観を形成すると共に、あわせて樹木植栽により、海岸からの飛砂防止を図りたいと考えます。
実施方法	事前に業者委託により地拵え及び苗木の植穴を200カ所掘り、多伎地区連合自治会他で募集した町内参加者及び株式会社多伎振興の従業員により、200本のヤマザクラの苗木の植栽を行う。
周知方法	多伎地区連合自治会、出雲市多伎行政センター、多伎ライオンズクラブ、NPO法人たきボランティア Net ワーク、出雲フィンランド協会、ぼんぼん船（身体障害者自立支援施設）、たきスポーツ少年団等の協賛を頂いていることから、各団体から参加者を募ります。

3. 翌年度以降の活動展開

時期	活動内容
2年目計画	植栽した苗木の維持管理（委託管理）
3年目計画	同上
4年目計画	同上
5年目計画	同上

4. その他（活動実績（参加人数））

令和3年度	65名
令和4年度	16名
令和5年度	40名